平成２１年（フ）第５２７号
埼玉県八潮市大字木曽根939番地３　コーポタムラ102号
破産者　山川　　等
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
富山県射水市越の潟町８番８号
破産者　姫野喜美子
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第５０１号
滋賀県高島市安曇川町北船木1999番地
破産者　エースこと　駒井　勝之
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１４０号
山口県防府市泉町６番23号　広中アパート201号
破産者　星山実知夫こと　李　実知夫
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１号
北海道北見市美山町45番地42
破産者　林　　勇
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
秋田市新屋町字新町後228番地14
破産者　糸田　弘美
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６１号
福島市野田町７丁目13番20号　大丸アパート２－Ｂ
破産者　渡辺栄四郎
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３６２号
福島市野田町７丁目13番20号　大丸アパート２－Ｂ
破産者　渡辺　　守
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３８７号
福島市沖高字中島14番地の１　すこやかの里おきたか特別養護老人ホーム、破産手続開始決定時の住所福島市鎌田字門丈壇４番１号介護老人保健施設ホリスティカかまた内
破産者　佐藤　トヨ
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３９０号
福島市成川字古屋敷16番地の１　８号棟、前住所福島市荒井字前川原１番地　野村アパート11
破産者　宍戸　　緑
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４９０号
群馬県藤岡市藤岡1698番地
破産者　福島　和子（旧姓阿部）
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１４１号
千葉県銚子市本城町４丁目500番地の１
破産者　木村　直美
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１７０号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目９番30号　神野晃弘方、開始決定時の住所横浜市鶴見区馬場４丁目４番20号
破産者　神野　晃一
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０１６号
横浜市都筑区荏田南４丁目17番５号　シティハウス小島Ａ
破産者　加藤　高朗
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２４８号
横浜市神奈川区羽沢町1604番地３　リステ羽沢204号
破産者　佐藤　政博
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４６９号
横浜市保土ケ谷区新井町86番地
破産者　筒井　和子
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５８号
神奈川県相模原市並木１丁目11番９号
破産者　河本　信行
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第１７号
静岡県賀茂郡松崎町池代192番地の２
破産者　鈴木　真澄
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第６５号
愛知県西尾市肴町26番地
破産者　渡邊　幸男
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係